

別紙2

データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書

(趣旨)

- 第1条 この仕様書は、藤沢市立看護専門学校学籍管理システム賃貸借契約（以下「本契約」という。）において、本契約に係るデータ及び受託業務を通じて知り得た秘密等の取扱いについて、賃貸者の履行すべき責務を定めることを目的とする。
- 2 この仕様書におけるデータとは、賃借者からの提供や本契約を履行する過程にて作成等された帳票、電子及び磁気その他の記録媒体に記録された情報をいう。
- 3 この仕様書は、本契約に基づき再委託を受けた者等についても適用する。
- 4 賃貸者は、本契約及び本仕様書に基づく安全管理措置等について、契約締結時及び賃借者の求めに応じて、様式第1号「安全管理措置等について」を提出しなければならない。

(藤沢市個人情報の保護に関する条例の遵守)

- 第2条 賃貸者は、藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号）の本旨に従い、本契約を履行しなければならない。

(秘密の保持)

- 第3条 賃貸者は、本契約の履行に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本契約期間満了後、本契約の解除後及び職を退いた場合においても同様とする。
- 2 賃貸者は、本契約に係る業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者（以下「派遣労働者等」という。）に行わせる場合は、派遣労働者等に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 3 賃貸者は、賃借者に対して、派遣労働者等を含む労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(指示目的外使用及び第三者への提供の禁止)

- 第4条 賃貸者は、データを賃借者が指示する目的以外に使用し、第三者に提供してはならない。

(データの複写及び複製の禁止)

- 第5条 賃貸者は、データを賃借者の承認を得ずして、用紙、記録媒体等に複写し、又は複製してはならない。

(データの持出し)

第6条 貸貸者は、業務上、やむを得ず賃借者の環境からデータを持出す場合は、様式第2号「データ等借用申請書」を提出し、賃借者の許可を受けなければならない。

2 貸貸者は、持出したデータの業務上の利用が完了したときは、速やかに賃借者にデータを返却しなければならない。

(パソコン及びデータの持込み)

第7条 貸貸者は、賃借者の環境にパソコン及びデータを持込み、作業を行う場合は、様式第3号「パソコン及びデータ持込み申請書」を提出し、賃借者の許可を受けなければならない。

(安全管理義務)

第8条 貸貸者は、データの取扱いについて、従業者及び作業場所を特定し、情報の無断持出しの禁止を徹底させなければならない。

2 第6条第1項の規定によりデータを持出す場合は、暗号化等の措置を行うとともに、紛失、損傷、焼失等の事故が生じないように安全かつ適切な管理体制を整備しなければならない。賃借者から提供されたデータについても同様とする。

3 第7条に規定する持込み、及び成果物等を記録媒体等で賃借者に提出する場合には、最新のパターンファイルが適用されたウイルス対策ソフト等により、記録媒体等にコンピュータウイルス等の不正なプログラムが書込まれていないことを確認し、様式第4号「ウイルス検査済証明書」を提出しなければならない。

(記録媒体内のデータ消去)

第9条 貸貸者は、本契約期間満了に伴い賃借者が返却した記録媒体について、データの消去を行わなければならない。

2 貸貸者は、消去作業に当たっては、設置場所又は賃借者が指示する場所において、確実に物理的に破壊し、又は全ての記録を復元不可能な状態に消去しなければならない。消去作業は、原則として賃借者の職員立会いの下で実施しなければならない。

3 貸貸者は、消去作業を他に委託し、又は請け負わせる場合は、本契約期間満了前に、消去対象、作業予定日、作業者、作業場所、消去方法等を記載した様式第5号「データ消去届出書」により賃借者に届出なければならない。

4 賃貸者は、消去作業を完了した日から30日以内に、消去対象、作業実施日、作業者、作業場所、消去方法等を記載した様式第6号「データ消去証明書」を賃借者に提出しなければならない。

(監督及び監査)

第10条 賃借者は、本契約の履行すべき責務に関し必要があるときは、賃貸者に対して報告を求め、監査を行い、又は監査に立会うことができるものとし、賃貸者はこれに協力しなければならない。

(従業者に対する教育の実施)

第11条 賃貸者は、その従業者等に対して、データの保護及び秘密の保持等に関し履行すべき責務について十分な教育を行わなければならない。また、賃借者から教育状況の報告を求められた場合には、実施状況等を書面により賃借者に提出しなければならない。

(事故発生への報告義務)

第12条 賃貸者は、本契約及び本仕様書に基づく安全管理措置等が履行できない場合及び情報漏えい等の事故が発生し、若しくは事故の発生が予想されるときは、直ちにその旨を賃借者に通知し、賃借者の指示を受けるとともに、遅滞なく事故等の状況を書面により賃借者に報告しなければならない。

2 賃借者は、本契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約の解除)

第13条 賃借者は、賃貸者が本仕様書の規定について不履行、又は履行されない恐れがあると認めたときは、本契約を解除することができる。

2 賃貸者は、前項の規定による本契約の解除により損害を受けた場合においても、賃借者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第14条 賃貸者は、本契約の履行に当たり、本仕様書に違反した場合、故意又は過失を問わず、その賠償の責に任ずるものとする。

(その他)

第15条 本仕様書に定める各様式を、市ホームページにて公開するものとする。

(以下余白)